

ガス導管事業者及びその特定関係事業者に係る 行為規制について

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）並びにそれらの特定関係事業者に係る行為規制の詳細検討の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

改正ガス事業法（2015年6月17日成立）において、2022年度から一部のガス導管事業者の法的分離を行うとともに、あわせて、ガス導管事業者とグループ内のガス小売事業者・ガス製造事業者等の人事・業務委託などを規制する行為規制を導入することが規定された。

これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているところ、2019年8月27日付で経済産業大臣より当委員会宛に、ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について、意見の求めがあった（資料4-1）。

一般送配電事業者及び送電事業者に係る行為規制の詳細については、2017年3月より当委員会制度設計専門会合において検討し、「一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」をとりまとめた。

これについて、2018年6月、その内容を踏まえた経済産業省令の改正を経済産業大臣に建議し、2018年12月に経済産業省令の改正が行われた。

ガス導管事業者に係る行為規制の詳細についても、当委員会制度設計専門会合において検討することとしたい。

2. スケジュール（案）

2019年9月～ 制度設計専門会合において詳細検討の開始
2020年3月頃 とりまとめ

以上

（参考）検討が必要な行為規制

- 一般ガス導管事業者の禁止行為（改正ガス事業法第54条第1項第3号）
- 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等（同法第54条の4）
- 特別一般ガス導管事業者の禁止行為等（同法第54条の5）
- 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等（同法第54条の6）
- 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等（同法第54条の7）
- ガス供給事業者間の適正な競争関係確保のための体制整備等（同法第54条の8）

※特定ガス導管事業者についても同様の項目について検討が必要。

経済産業省

官 印 省 略
20190821資第19号
2019年8月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の行為規制に係る
詳細等について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第6条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定される、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者並びにそれらの特定関係事業者に係る行為規制の詳細その他必要と考えられる事項に関し、貴委員会の意見を求めます。